

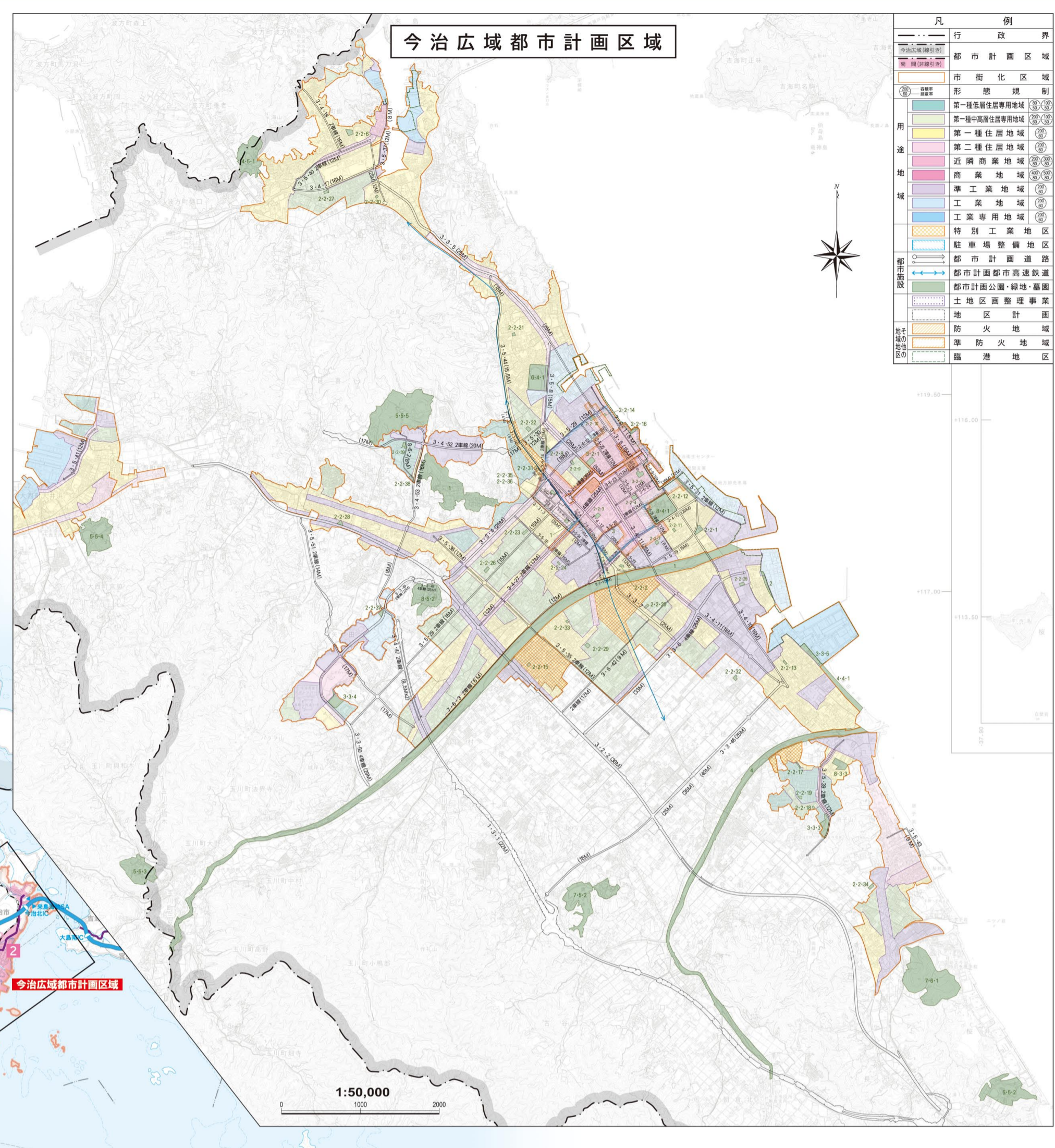
愛媛県都市計画管内図

用途地域の種類

R7.2.1現在

<p>①第1種低層住居専用地域 低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模な住宅や事務所をのぞいて住宅や小規模な店舗が建てられます。</p>	<p>②第2種低層住居専用地域 低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小学校などのほか、150坪までの一定の用途が建てられます。</p>	<p>③第1種中高層住居専用地域 中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、500坪までの一定の用途が建てられます。</p>	<p>④第2種中高層住居専用地域 中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、500坪までの一定の用途が建てられます。</p>	<p>⑤第1種住居地域 住居の環境を守るための地域です。3,000坪までの店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが建てられます。</p>	<p>⑥第2種住居地域 主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、カラオケボックスなどが建てられます。</p>
<p>⑦準住居地域 道路の沿道において、自動車関連施設などの立地。これと併用した住居の環境を守るための地域です。</p>	<p>⑧近隣商業地域 近隣の住民が日用品の買物を目的とする商業の利便の増進を図るための地域です。住宅や小規模な店舗が建てられます。</p>	<p>⑨商業地域 銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所、大学などの商業の利便の増進を図るための地域です。住宅や小規模な店舗が建てられます。</p>	<p>⑩準工業地域 主に軽工業の工場等の環境の悪化を防ぐことと工業用地で利用される用途を促進するための地域です。住宅や小規模な店舗が建てられます。</p>	<p>⑪工業地域 主に工業の業務の利便の増進を図るための地域です。住宅や小規模な店舗が建てられます。</p>	<p>⑫工業専用地域 専ら工業の業務の利便の増進を図るための地域です。住宅や小規模な店舗が建てられません。</p>

※都市計画法第8条第1項により定められた地域で、この他に「田園住居地域」があるが、県内では定めていない。



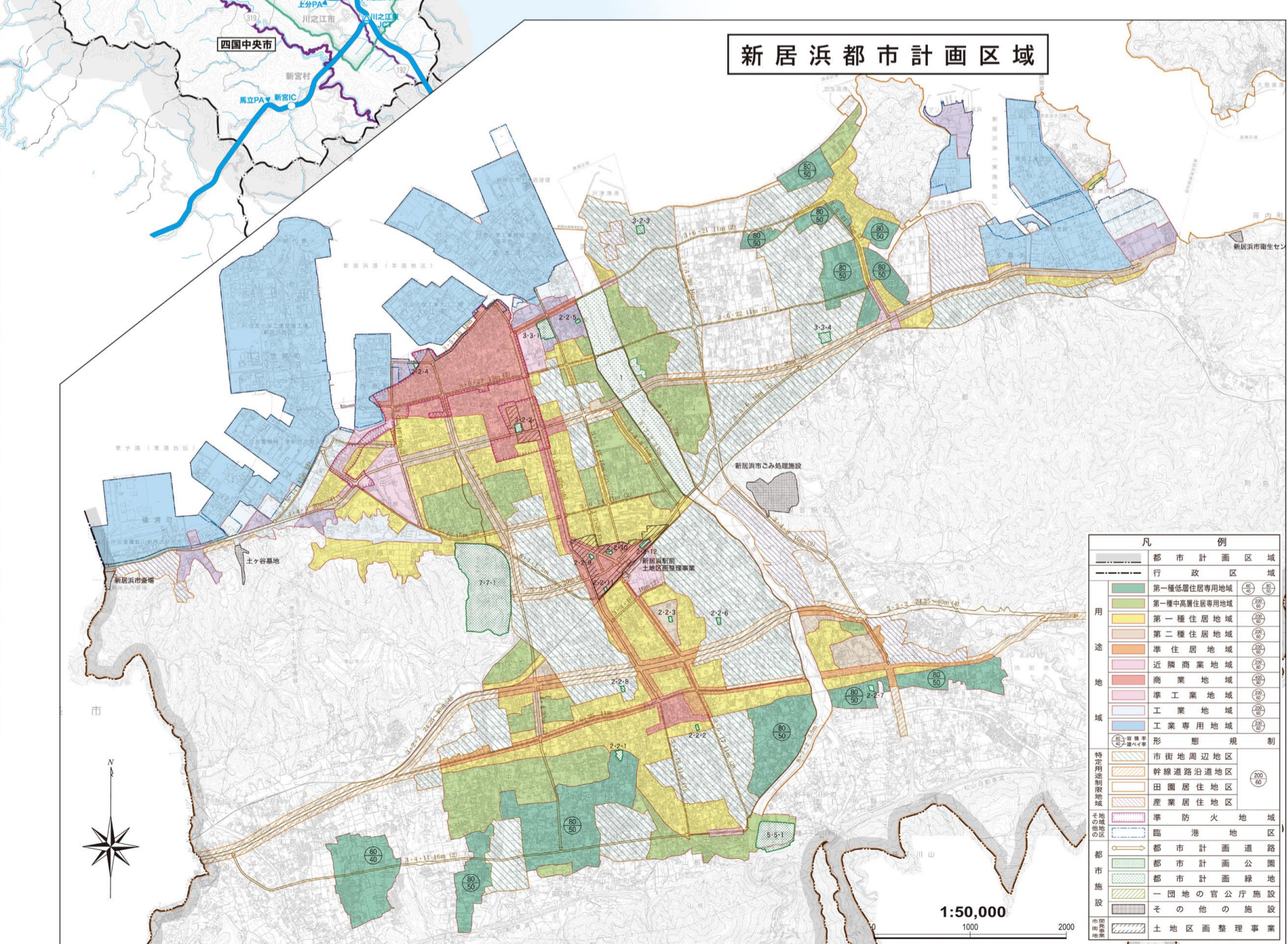
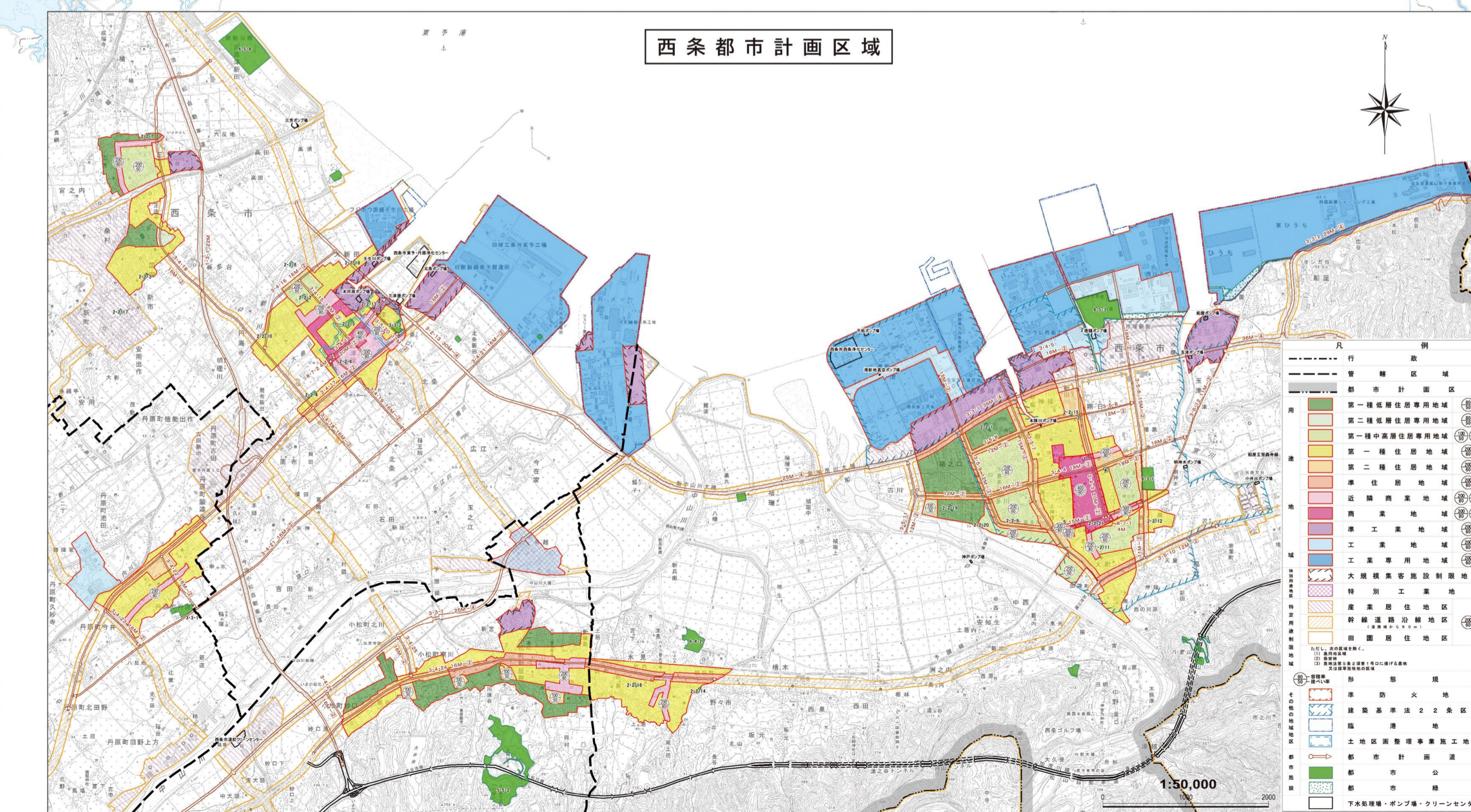
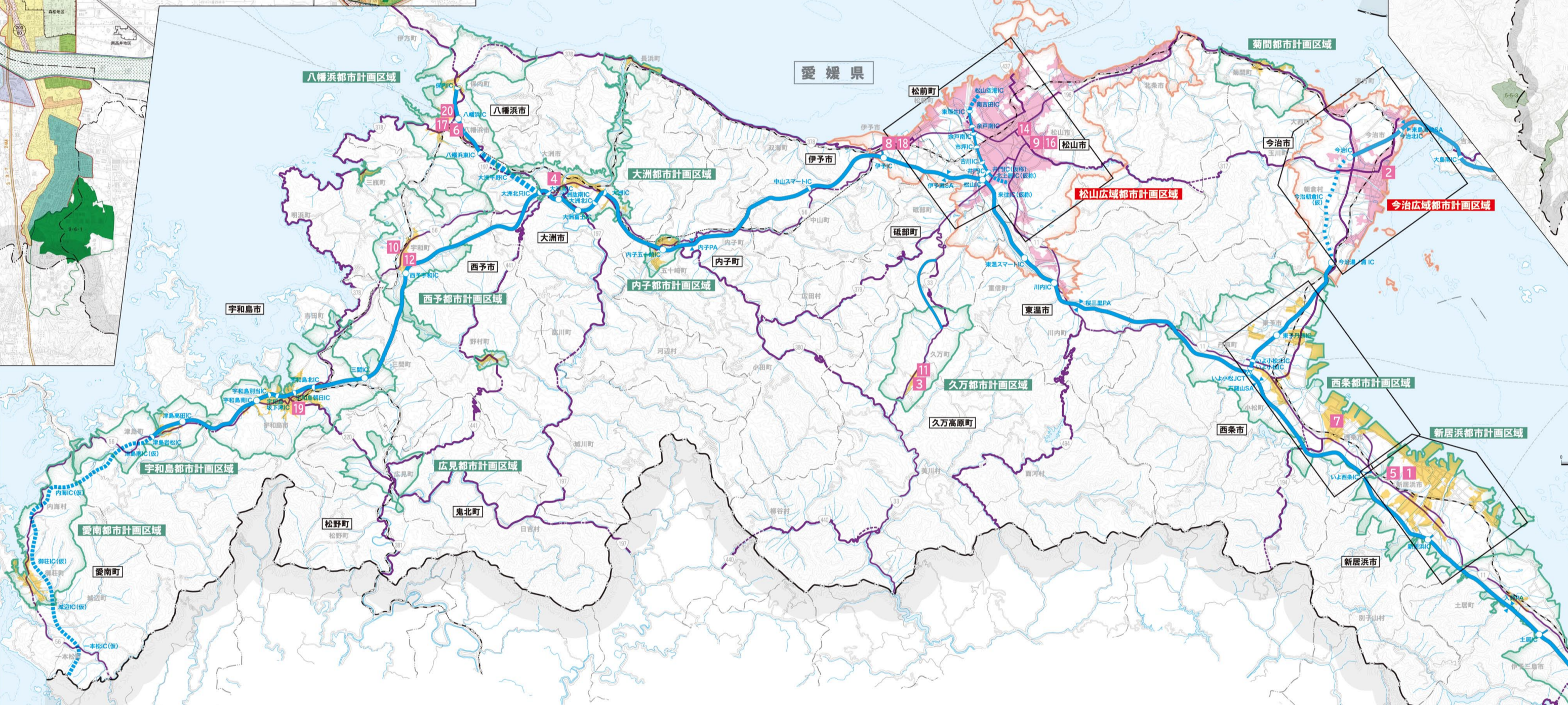
まちづくり 都市再生整備計画事業

●都市再生整備計画事業で実現できる個性あふれるまちづくり

県内市町では、都市再生整備計画事業を活用し、地域交流センター、道路、公園・広場、防災施設等多様な事業を実施し、地域の歴史・文化・自然環境等の特性に活かした個性あふれるまちづくりに取り組んでいます。

【県内の実施事例】

1 総合文化施設「アトリエ」
2 地域交流センター「アトリエ」
3 まちなか公園
4 緑地交流センター「緑地街」
5 歩道橋
6 防災施設
7 商店街
8 歩道橋
9 歩道橋
10 歩道橋
11 歩道橋
12 歩道橋



●都市構造再編集中支援事業（令和元年度までは都市再構築戦略事業）を活用したまちづくり

立地適正化計画を作成した市町においては、都市再生整備計画事業の対象事業に加えて、誘導施設（医療施設、教育文化施設等）等の整備が可能となる都市構造再編集中支援事業を活用し、病院、図書館、博物館、認定こども園の整備を実施し、持続可能で強靱な都市構造への再編に取り組んでいます。

【県内の実施事例】

13 公共施設再編集中支援事業
14 公共施設再編集中支援事業
15 公共施設再編集中支援事業
16 公共施設再編集中支援事業
17 公共施設再編集中支援事業
18 公共施設再編集中支援事業
19 公共施設再編集中支援事業
20 公共施設再編集中支援事業